

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年度諮問第14号＞答申（案）」への意見

団体名 障害者放送協議会
代表者名 代表 笹川吉彦

1. 法体系見直しの必要性

（2）現行の法体系

1) デジタル化、ブロードバンド化の普及と達成をはかるためには、そのインフラの双方向性という性質から見ても、障害者を含む受信者・利用者が放送通信のサービスに広く参加できることが前提にあり、法体系の見直しに向けても、広く障害者を含む受信者・利用者の観点を含めることが重要である。

法体系のあり方を検討していく審議会、またはその部会、検討委員会には、障害者を含む受信者・利用者を広く参加させるべきである。

また新たな法体系の下では、放送・通信のアクセシビリティに関する常設の委員会を設け、広く障害者を含む受信者・利用者の参加を保障すべきである。

2) 新たな法体系においては、あらゆる伝送形態におけるコンテンツへのアクセスを保障する仕組みを設けるべきである。現在、個々の放送・通信サービスにおいて、障害者の情報利用のための施策が一定程度講じられているにもかかわらず、障害者がコンテンツを利用できない場合が多い。具体例を挙げれば、テレビ放送等のコンテンツをインターネット等でオンデマンド配信を行うサービスにおいて、元々の放送番組に字幕等が付されているにもかかわらず、オンデマンド配信においては字幕等が付されないために聴覚障害者等が利用できない。またテレビ放送についても、字幕放送、解説放送に関する行政指針が出されているものの、地上デジタル放送受信機の操作に音声フィードバックがないことから、視覚障害者等が利用できないなどの問題がある。

また、電話サービスは音声のみであり、聞こえない障害を持つもの、発声できないもの、環境により聞くことが出来ないものには利用が出来ない。ITUの規格に電話サービスが取り込まれたことにより、わが国の音声電話サービスにもそのキャリアのいかんを問わず、電話リレーサービスならびにテレビ電話サービスの実施を義務づけるなどアクセシビリティを保障すべきである。

新たな法体系においては、個々の通信・放送サービスごとの施策を講じるのみならず、放送・通信の利用をすべての人に保障するという観点から包括的な施策を講じるべきである。

（3）見直しに当たっての3つの視点と5つの目的

1) 「利用者・受信者の利益の保護」ということに加えて、「障害者を含むすべての人が等しく利用（受信・送信）できる通信・放送の確立」という目的を含むべきである。

わが国が署名している「障害者の権利に関する条約」においては、情報通信によって情報を知る権利、コミュニケーションを行う権利が規定されている。わが国が世界最先端の通信・放送サービスを実現していくためには、新たな法体系にこの目的を欠くことはできない。

われわれが望むのは、通信と放送のアクセシビリティをすべての人に保障する新たな法体系である。